

59 未利用資源等を活用してバイオ燃料を製造したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域資源（バイオマス）を活用したバイオ燃料の製造について、製造施設の固定資産税減免措置や融資の償還期間延長等を受けることができます。

▶【事業名：生産製造連携事業】

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

※以下の支援を受けるには、計画の認定を受けた後、それぞれ別途申請や審査が必要になります。

固定資産税の減免 (税制)	バイオ燃料の製造設備に掛かる固定資産税の課税標準額が、3年間、()内の率を掛けた額に軽減されます。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) (計画認定後、R6年3月31日までに取得した設備が対象です。バイオディーゼル燃料については、適用対象が中小事業者等に、木質固形燃料については適用対象が中小事業者等及び農業協同組合等に限定されます。)
融資の償還期間延長 (融資)	公的融資*の償還期間が最長12年間に延長されます。(無利子、据置期間3年以内) * 農業改良資金(日本政策金融公庫)、林業・木材産業改良資金、沿岸漁業改良資金(都道府県)
債務保証 (その他)	バイオ燃料の製造施設整備*に必要な資金が、産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証の対象になります。 * 産業廃棄物を処理する施設に限ります。
株式の引受け (その他)	中小企業者が特定バイオ燃料製造のために設備投資する場合に、中小企業投資育成株式会社からの投資対象になります。

申請方法

生産製造連携事業計画

農林漁業者とバイオ燃料製造業者が共同で、目標、事業内容、資金計画等の計画を作成

主務大臣に申請

審査

認定

認定事例

(農業者)

フリーストール牛舎導入により、家畜ふん尿の水分過多で堆肥化が困難に。また、未熟なまま圃場へ散布し、臭気の問題が発生。



(農業者とバイオ燃料製造業者による安定的な取引関係を構築)

農業者が家畜ふん尿をバイオ燃料製造業者へ有償提供。燃料製造業者がメタン発酵処理を行い、発電用バイオガスやバイオ液肥を製造。

固定資産税の減免措置等の支援



(バイオ燃料製造業者)

製造したメタンガスで発電し、施設内利用や余剰分を売電。液肥は有償で圃場へ散布。

【制度の詳細、これまでの認定事例はこちら】「バイオ燃料法関連情報」<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/bio/nenryoho/index.html>

お問い合わせ先 ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6738-6479

60 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

【事業名：環境保全型農業直接支払交付金】

対象となる方

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

以下の要件を満たしていただきます。

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

支援内容

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。

1. 支援対象となる取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

有機農業

国際水準の有機農業を実施していること ※ 有機JAS認証取得を求めるものではありません。

堆肥の施用

カバークロップ

リビングマルチ

草生栽培

不耕起播種

長期中干し

秋耕

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

2. 交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)	
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※1に限り、2,000円を加算。		草生栽培	5,000円	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円	不耕起播種※2	3,000円	
堆肥の施用	4,400円	長期中干し	800円		
カバークロップ	6,000円	秋耕	800円		

※1 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

※2 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

地域特認取組	取組拡大加算
交付単価は、都道府県が設定します。	交付単価 4,000円/10a (新規取組面積あたり)

配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。



本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html



お問い合わせ先

・取組を行う農地の所属する市町村、都道府県、地方農政局等
 ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課環境直接支払班 (TEL：03-6744-0499)

人と農地の問題の解決
 人材を育成・確保
 経営継承を支援
 経営発展に向けた取組
 資金の確保
 機械・施設の導入
 安定した農畜産物の生産
 高付加価値化の取組
 環境への取組
 災害、収入減少への備え
 その他の支援

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

オーガニック産地の育成や有機農産物等の輸出拡大に向けた有機JAS認証取得等を支援します。

- 事業名：1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業（令和4年度当初）
 2 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和3年度補正）

対象となる方

- 1の(1)の事業：営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である、若しくは今後取り組むことを予定している者
- 1の(2)の事業：協議会(※1)、民間団体等(※2)
- ※1：有機農業者5名以上（熟練有機農業者1名以上、有機農業への新規就農者又は転換者が1名以上）を含む
 ※2：受益有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること
- 2の事業：農業者等、食品製造事業者、協議会（農業者等と食品製造事業者又は流通・販売事業者のいずれかを含む）

支援内容

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策（令和4年度当初）のうち、有機農業推進総合対策事業

(1) 有機農業新規参入者技術習得等支援事業（補助率：定額）

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の講習会の開催を支援します。

(2) 有機農産物安定供給体制構築事業のうち

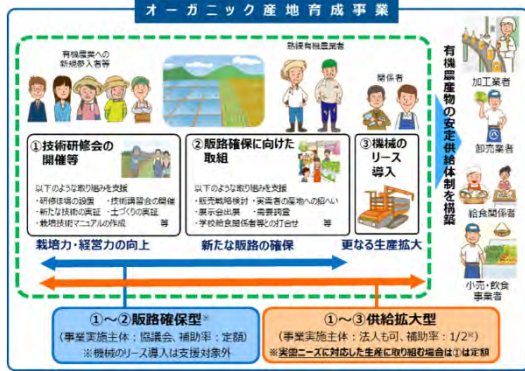
オーガニック産地育成事業（補助率：定額、1/2以内）

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援します。

(1) 有機農業新規参入者技術習得等支援事業



(2) オーガニック産地育成事業



2. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和3年度補正）のうち

有機JAS認証取得等支援（補助率：定額（機械等のリース導入については1/2以内））

有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発、有機以外の農産物等の混入防止に必要な農業機械リース等の取組を支援します。

- ※1 成果目標として、次の①～③から1つ選択すること。①令和5年度末までに、新たに有機農畜産物等の輸出をする、②過去に輸出を行っている場合にあつては、令和5年度中における農畜産物・加工食品の輸出額数量（又は輸出数量額）を令和2年度比105%以上とする、③事業実施期間中に、GFP輸出診断^{※2}の受診及び商談会に有機農畜産物等を1回以上出展する
- ※2 農林水産物・食品輸出促進プロジェクト（GFP）→ <http://www.gfp1.maff.go.jp/>

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局
 ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課有機農業推進班（TEL：03-6744-2114）

61 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい

認 認 新
個人
法人
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

中山間地域等において農業生産活動を維持するための活動を支援します。

▶【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

支援内容

- 農業生産条件の不利益な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できます。
- 第5期対策（令和2～6年度）では、対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加するほか、遡及返還の対象農用地の見直しや加算措置の新設・拡充等を実施しています。

【交付単価】

地目	区分	交付単価（円/10a）	地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草地	急傾斜（15度以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8度以上）	3,000
畑	急傾斜（15度以上）	11,500		草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
	緩傾斜（8度以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15度以上）	1,000
				緩傾斜（8度以上）	300

① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ 集落戦略の作成
協定参加者の話し合いのもと、協定農用地及び集落全体の将来像を明確化するための指針で、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことが可能。

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 （地目にかかわらず）
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動（棚田地域振興活動加算の取組イメージ）



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業（集落機能強化加算の取組イメージ）

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
 ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室直接支払企画班（03-3501-8359）

人と農地の問題の解決
 人材を育成・確保
 経営継承を支援
 経営発展に向けた取組
 資金の確保
 機械・施設の導入
 安定した農畜産物の生産
 高付加価値化・輸出の取組
 環境への取組
 災害、収入減少への備え
 その他の支援

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

支援内容

① 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
 基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

認認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

捕獲や追払いなどの鳥獣被害対策や、被害防止、ジビエ利活用のための施設の設置など、地域ぐるみで行う活動を支援します。

▶【事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金】

対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会（ジビエ利活用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムでも可）であることが必要です
 - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で実施主体になれます
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員である民間団体等による実施もできます
 - ※ （３）の事業については、都道府県が事業実施主体となります
- 事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している必要があります

支援内容

（１）鳥獣被害防止総合支援事業（補助率：1/2以内、定額等）

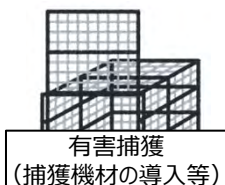
① 鳥獣被害防止やジビエ等利活用拡大のための施設整備を支援します

- ・侵入防止柵等の被害防止施設（再編整備含む）※
- ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）等
- ※侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分の定額補助が可能



② 鳥獣被害対策実施隊、民間団体、捕獲サポート隊等による地域ぐるみの被害防止活動を支援します

- ・体制の整備
- ・有害捕獲
- ・被害防除
- ・生息環境管理
- ・サル複合対策、クマ複合対策 等



③ ICT等を用いた新技術の実証及び実装に向けた取組を支援します

④ 捕獲現場及びジビエ処理加工施設での人材育成を支援します

- ・鳥獣被害対策実施隊のOJT研修
- ・新規に猟銃を取得する費用に対する支援
- ・処理加工施設におけるOJT研修



ジビエ利用可能な個体のフル活用体制構築

⑤ ジビエフル活用に向けた取組を支援します

- ・ジビエプロモーション、ペットフードや皮革等を含む多用途利用



（２）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・捕獲頭数に応じて捕獲活動経費※を支援します
- ※獣種や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲内で定額支援

（３）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・都道府県が行う広域捕獲活動※、生息状況調査、人材育成等の取組を支援します
- ※上限単価の範囲内で定額支援

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
 ・農林水産省担当課：農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 03-3591-4958

63 再生可能エネルギーに取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農山漁村の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する取組について、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、専門家による相談対応、関連事業者とのマッチング等により支援します。

▶【事業名：地域資源活用展開支援事業】

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する取組をサポートします！

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、検討開始から事業実施までの各段階における課題解決のため、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、研修会の開催、現地への派遣等の取組について支援をします。



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局
 ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6744-1508

営農型太陽光発電の取組支援のための情報をご紹介します。

▶【営農型太陽光発電取組支援ガイドブック】

内容

営農型太陽光発電とは、**営農を適切に継続しながら農地の上部に太陽光パネルを設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組**です。（取組に当たっては、**発電設備の支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要**です。）

「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」では、全国各地の事例や、取組フロー、国・自治体・金融機関の支援メニューをご紹介します。



ガイドブックを始めとした営農型太陽光発電の取組をご紹介します。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局
 ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6744-1507

64 農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい。

認認新

個人

法人

集落営農

地域

補助金等

融資

税制

その他

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備等を支援します。

➤ 【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマス地産地消対策】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者、農業者団体 等

支援内容

1 地産地消型バイオマスプラントの導入（補助率：1/2以内、定額）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、

- ① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）【補助率：1/2以内】
 - ② バイオマス利活用施設整備【補助率：1/2以内】
 - ③ 効果促進対策【補助率：定額】
- を支援します。

2 バイオ液肥散布車の導入（補助率：1/2以内）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

3 バイオ液肥の利用促進（補助率：定額）

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際には場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（TEL：03-6738-6478）